



平成19年度
町政執行方針



平成19年3月

上富良野町



平成 19 年度町政執行方針

平成 19 年第 1 回定例町議会の開会にあたり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し上げます。

わが国の経済は、世界経済の着実な回復が続く下で、企業部門・家計部門ともに改善が続いており、今後の原油価格の変動による影響などに考慮する必要がありますが、自律的・継続的な経済成長が実現すると見込まれております。

政府においては、「成長なくして日本の未来なし」との理念により、今後 5 年間程度を「新成長経済への移行期」として、本年度から「魅力ある地方」への取組を支援する「頑張る地方応援プログラム」を実施するなど、地方分権改革の推進とともに地域経済の活性化を図り、活力に満ちた日本経済の実現を目指しています。

また、平成 19 年度の国家予算では、「骨太方針 2006」に定めた歳出・歳入改革の実施を基本に、歳入面では景気回復による税収の増加や定率減税の廃止などによる大幅な租税の増収などから、財源不足に充てる新規の国債発行額は、昨年より 4 兆 5 千億円もの大幅な減額で 2.5 兆円台とされ、平成 10 年度以来の低水準となっております。

一方、地方財政においては、国の急速な構造改革の影響を大きく受け、加えて景気回復が広がりがない段階では、都市との地域格差が顕著となっております。

このような状況から、多くの地方自治体では、極めて厳しい財政状況がまだまだ続いており、なお一層の行財政改革の着実な推進のもとに財政構造の早期の転換に向けた取組を進めている実態にあります。

さて、当町の現状についても、町税においては、定率減税の廃止や税源移譲などで増額となりますが、他の歳入である地方交付税や臨時財政対策債などの主要一般財源が縮減傾向にあることから、財源の構造的には依然厳しい状況にあります。

このような財政環境の中ではありますが、新たな分権時代に向け町の行財政改革実施計画である集中改革プランの目標である、基金に依存しない財政構造への転換を図るべく、事務事業ごとにさらなる検証を加えることで、「選択と集中」による効率的な行政執行と、今まで以上に町民や民間団体の皆さんと行政が、責任と役割を分担しながら協働による新しい仕組みにより、まちづくりを推進していかねばならないと考えます。

このことから、平成19年度予算編成では、従来のマイナスシーリング方式を改め、裁量的経費を対象に一定率を乗じて得た予算枠を課単位に配分する、いわゆる「予算枠配分方式」を導入し、課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の醸成を図った上で、政策の観点から総合的な判断を加えた予算編成を行ったところであります。

この厳しい状況の中で、先ほど申し上げましたように財政の安定化に向けた諸課題の解決のため、町民の皆さんとともにそれを乗り越え、町民の皆さんをはじめ地域の民間団体の皆さんと行政が協働して将来に希望の持てる、かつ真の豊かさを実感できるまちづくりを推進することが私に課せられた責務であることを改めて強く認識し、今後の行政運営にあたる所存でありますので、町民皆さん並びに議員皆さんの特段のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、町政執行の基本であります財政運営について申し上げます。

まず、財政を安定化させることが何よりも重要なことであり、その

ことが町民との信頼関係を強固なものにすることであると考えております。したがって、行政サービスを支える自主財源を確実に確保するために最大限の努力をしております。

また、国から交付される地方交付税などの依存財源については、好景気の中ではありますが、国の財政再建などの事情により、引き続き減額傾向で推移することが予想されるなど流動的要素が強いため、今後もそれらを予測した財政運営をしなければならないと考えております。

一方の歳出面では、財源的に流動的な要素があることを十分に考慮し、経常的経費部門での、さらなる効率化を追求することで経費の縮減を図らなければなりません。

特にハード事業以外の事務事業については、その実施方法などに検討を加え、富良野地域としての広域処理による方法や、あるいは行政と地元自治会組織や民間団体の皆さんとの責任と役割を分担しながら協働による新たな仕組みを確立するなど、行政経費に今まで以上に依存することなく行政水準を維持できるような財政構造に転換しなければならないと考えます。

このように財政を安定させる一方で、10か年の第4次総合計画期間の最終段階を迎える現時点では、少子高齢化や人口減少などにより先行きが不透明な状況にあります。国の動向などを十分見極めながら現計画に掲げた「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」の可能な限りの実現に向けて最大限の努力をしております。

それでは、各分野における主な施策の概要について申し上げます。

最初に、一つ目の柱の「豊かな心の人のまち」についてであります。

国際的にも、国内的にも、大きく変化する社会の中にあつて、町が真の豊かさや生きがいと活力に満ちた地域社会を築いていくためには、その基礎となる人づくりが最も重要であります。このため、教育委員会とも十分連携を取りながら、生涯教育の推進に努めてまいります。

道立上富良野高等学校については、昨年8月に北海道教育委員会が策定した、新たな「高校教育に関する指針」では、1学年3学級以下の小規模高校は原則として再編整備することが示されており、上富良野高等学校の現状は、1学年2学級であることから大変厳しい局面を迎えておりますので、将来とも存続していくために、関係機関などに要望運動を進めてまいります。

地域間交流については、三重県津市との友好都市提携以来、本年で10周年を迎えます。津市を含む周辺10市町村が昨年1月1日に合併して、新しい津市となりましたが、これまで同様に友好都市としての交流を継続してまいります。

国際交流については、昨年、カナダ国カムローズ市と友好都市交流が20周年の節目の記念すべき年を迎えました。この20周年を記念して、本年、カムローズ市が現地に「友好記念クロックタワー」を建設し、除幕式典を開催しますので、教育委員会が実施する第5回青少年海外派遣事業に私も同行し、式典に出席するとともに、カムローズ市民との交流を深めてまいります。

少子高齢化が確実に進行している人口構造の中、国による保健・医療・福祉の継続的な社会福祉制度の改正は、本年度も社会保障関係費を大きく増大させて、地方自治体の財政に大きな影響を与えています。

当町としては、町民の皆さんが健康で生き生きと、自分自身に応じた役割を果たし得るため、諸施策に取り組み、町民の健康推進に努めてまいります。

地域福祉については、より小さな地域単位での福祉力の醸成が必要となっており、町社会福祉協議会をはじめ、関係機関や関係団体との連携や協力体制を一層密接にするとともに、町民皆さんとの協働を基盤とした地域福祉のための事業推進に努めてまいります。

高齢者福祉については、高齢者が家族や地域の中で存在感のある生活を送っていただけるよう、在宅生活の支援を柱に、在宅福祉事業を推進してまいります。

ラベンダーハイツについては、高齢者が安心して生活できる老人福祉施設・在宅福祉施設の拠点として、地域ボランティアの協力を得ながら、健康管理と生きがいのある日常生活が送られるよう施設運営とサービスの質の向上に努めてまいります。

介護保険事業については、地域包括支援センターの役割や機能を充実させ、高齢者が住みなれた地域で尊厳ある生活が継続できるよう努めてまいります。

子育て支援については、子どもセンターを拠点に引き続き支援活動の充実に努めてまいります。

近年、特に社会問題となっている幼児・児童の虐待は、早期の発見と素早い対応が何よりも求められておりますので、子どもの側からの発見、医療からの発見、近所や児童委員・民生委員からの情報収集や検診機会を利用するなど、幅広いネットワーク網により不幸な事故を未然に防ぐことに努めてまいります。

また、児童の放課後の安全で健やかな居場所づくりを進めるため、新たに「放課後子どもプラン」として、上富良野小学校と上富良野西小学校施設を活用して留守家庭児童対策と一体化した事業の展開を図ってまいります。

保育事業については、基本定員 195 名の認可保育所 3カ所により、児童福祉の充実に努めてまいります。

障害者福祉については、障害者自立支援法に基づく支援事業を中心に、広域で対応する事業や町で行う事業について、適切に取り組んでまいります。

発達支援センターについては、幼稚園・保育所・学校との連携を更に深めて、発達段階での課題解決や発達障害の早期発見などに努めるとともに、必要に応じて関係機関の専門的な指導を受けるなど、具体的な支援策に取り組んでまいります。

生活習慣病については、町の医療費の7割を占めることから、本年度も、更に町民一人ひとりが主体的に健康づくりを行えるよう食事・運動などの学習活動体制を整備し、また、特定健診保健指導計画の策定に着手し、保健予防の強化を図り、医療費の抑制に取り組んでまいります。

母子保健については、安心して子どもを産み、健やかに育てる事業の充実に努めてまいります。

当町の子どもたちの実態は、食の偏りや運動不足により、発育発達のバランスの悪さがみられますので、発育発達に関する相談学習活動の推進、親の力量形成の支援や環境整備など、子育てについて関係者と連携し推進してまいります。

病院事業については、国の大幅な医療制度改革の影響を受け、経営の現状維持に大きな懸念が生じております。このため町立病院の役割や体制について、医療・保健・福祉を含めた中で、院内をはじめ行政内外での協議を重ね、できるだけ早い時期にあるべき方向を定めてまいります。

国民健康保険事業については、国の医療制度改革に基づき、医療費適正化対策の総合的な推進や、新しい後期高齢者医療制度の導入など、都道府県の役割・権限の強化により市町村の国保財政の安定化が図られている状況にありますので、これらの動向を十分に見極め、安定的な運営に努めてまいります。

また、国保ヘルスアップ事業については、その効果を分析するとともに、引き続き関係部署との連携によるフォロー・アップ事業に取り組んでまいります。

老人保健事業については、高齢化の進展に伴う老人医療費の増大が見込まれることから、医療制度の安定化のため、新たに後期高齢者医療制度が平成20年4月に施行されますので、実施主体となる北海道後期高齢者医療広域連合との役割分担のもとに、その準備に努めてまいります。

次に、2つ目の柱の「活力ある産業のまち」についてであります。

農業・農村を取り巻く環境は、世界貿易機関（WTO）の農業交渉が先送りとなっている中で、政府は、オーストラリアとの自由貿易協定（FTA）を軸にした経済連携協定（EPA）交渉に入る方針を固めました。仮に関税が撤廃されれば、米麦・牛肉・乳製品・砂糖など、北海道の多くの農畜産物と競合することから、北海道農業はもとより地域経済に壊滅的な打撃を与えることは明白で、予断を許さない状況にあります。

当町としても、上川支庁管内町村会をはじめ、関係機関・関係団体との連携を更に強化して、農畜産物の関税撤廃阻止に向けて、粘り強い運動を展開してまいります。

町の基幹産業である農業の振興については、農業者の自主的な取組を基本とした農業の基礎である土づくりや、営農条件に即した輪作体

系の確立、生産コストの低減、更には農業生産基盤整備などに創意工夫をこらすとともに、消費者の安全・安心などのニーズにこたえるクリーンな農業を目指してまいります。

国の経営所得安定対策については、効率的で安定的な農業経営の力強い農業構造の実現に向けて、これまでの政策を大胆に見直し、やる気と能力のある担い手を対象とした直接支払いの品目横断的経営安定対策が導入されますので、農業者に対し、関係団体と連携を密接にして適正に誘導をしてまいります。

また、新規事業であります農地・水・環境保全向上対策については、農地・農業用水などの資源の保全向上を図るため、先進的な営農活動を実施する組織に対し、町としても総合的に支援いたします。

エゾシカなどによる農業被害については、毎年、増加傾向にあることから、地元猟友会の全面的なご協力で有害鳥獣を駆除していますが、猟友会会員の高齢化などで厳しい状況にありますので、本年度から新規の猟銃免許取得者に対して取得費用の助成を行い、猟友会活動を支援することで被害の縮小に努めてまいります。

森林の育成については、森林の持つ水土保全や大気循環、地球温暖化防止などの公益的機能の維持・向上を図るため、民有林施業計画に基づき適切な管理を行う森林所有者に対し、国・道補助のほか、町も助成などの支援を行ってまいります。

企業振興については、企業活動が地域にもたらす経済効果を考慮して、引き続き企業振興措置条例に基づく支援を行ってまいります。

商業振興については、北海道及び当町は依然として厳しい経済状況にあることから、活力ある商業の振興を図るため、商工会との連携を密接にして、経営改善普及事業などの地域経済活動を促進する活動や、駅周辺及び中心市街地再開発を検討する活動などに対し、引き続き支

援を行ってまいります。

中小企業経営の安定化については、地域経済の発展及び振興が図られるものであることから、中小企業の育成振興と経営の合理化を促進するため、引き続き事業資金の円滑な融資に努めてまいります。

観光振興については、観光協会事業及び加盟する団体を通じて情報を発信するとともに、引き続き「富良野・美瑛広域観光」の事業推進により、香港・台湾・韓国等アジア系外国人観光客及び首都圏、特に団塊世代と云われる年代の効果的な誘客を進め、地域経済の活性化を促進してまいります。

また、地域の観光的行事として定着した「花と炎の四季彩まつり」、「かみふらの雪まつり」に加え、「北の大文字」について、今後も地域の支援を受けながら当町のイベントとして継続実施できるよう支援してまいります。

次に、3つ目の柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

景観行政については、「景観づくり推進会議」により、今後の景観施策を総合的で計画的に進めていくため、「かみふらの景観づくり基本計画」の策定に向けた審議などを進めてまいります。

また、本年度におきましては、里仁地区を「景観づくり重点地区」として指定することを前提に、地区住民の皆さんの意見反映に努め、地区計画の策定など地区内における景観整備の方向性を明らかにしてまいります。

駅及び周辺商業地域の整備については、商工会主体で構成する「駅前開発検討委員会」において、より踏み込んだ審議を重ねたところであり、引き続き側面的に支援をしてまいります。

また、中心市街地活性化については、更に協議を重ね、早期に事業

全体の骨格が明らかになるよう取り進めてまいります。

公園・緑地の整備については、懸案の見晴台公園が完成しましたので、指定管理者による適正な公園管理を図るとともに、場所の優位性を考慮して、情報発信等による町内経済への波及など、有効な活用や運営について検証してまいります。

町営住宅の整備については、健康で快適な生活を営んでいただくため、富町団地を高齢者に配慮した3棟35戸の建替事業に着工することを前提に、実施設計業務に取り組んでまいります。

上水道・簡易水道・飲料水供給施設については、町民皆さんのライフライン確保のため、老朽管の計画的更新を実施いたします。

公共下水道事業については、休みなく稼動している浄化センター設備などの適切な維持管理に努め、快適で豊かな健康生活を推進してまいります。

一般廃棄物の排出については、本年4月から、カセットコンロ用のガスボンベを「不燃ごみ」から「空き缶」に変更して、収集や埋立時の火災発生の防止を図ってまいります。

また、従来の素材分別については、容器包装リサイクル法に基づく分別に変更して、プラスチック類の品質基準の維持に努めてまいります。

クリーンセンターの運営については、適時適切に維持・補修を加え、安定的な施設運営に努めてまいります。

合併浄化槽設置事業については、近年、国や北海道の助成策の大きな変化に伴い、財源的に厳しい状況ではありますが、事業の継続に努めてまいります。

消防関係については、建築物の多様化に対応できるよう、防衛施設庁所管の補助事業採択を受けて、新規に高所救助作業車を導入し、機能強化を図ってまいります。

防災対策については、地域防災計画に基づき、地域住民が自らの地域を自らで守るための自主防災組織の再編成を支援するとともに、継続的な防災啓発や総合防災訓練などを通じて、地域防災力の強化を図ってまいります。

また、「国民保護法」に基づき、昨年１２月に策定した「上富良野町国民保護計画」に沿った対応を進めてまいります。

地域安全については、全国的に広がりを見せている、児童誘拐・殺傷事件、不審者出没などの犯罪防止のため、啓発活動による自己防衛意識の向上、また、青色パトロールによる巡視活動の強化、自主防犯活動の支援など、各関係機関・団体との連携により地域力を発揮することで、犯罪のない安全なまちづくりに努めてまいります。

交通安全については、昨年１２月１９日に死亡事故ゼロ、８００日を達成したところであり、今後も１，０００日を目指し、安全啓発に努めてまいります。

消費生活の安全については、相談内容も高度化・複雑化し、専門的な知識と経験が必要なことから、引き続き富良野市消費生活センター内に共同設置した相談窓口により、地域住民の生活安全に努めてまいります。

道路網の整備及び河川・砂防等の施設整備については、安全で安心して暮らせる地域社会の形成と、地域の産業を支える基盤づくりを基本に捉え、国土交通省・防衛施設庁等の補助制度を活用し、有効で効率的に事業を推進してまいります。

また、北海道の管理河川である、トラシエホロカンベツ川、デボツナイ川、コルコニウシベツ川の河川改修工事にあわせ、引き続き町道橋の架替事業を推進してまいります。

除排雪対策については、公道に雪を出さないなどの町民皆さんのご協力を一層お願いしなければなりません。特に交差点など見通しの悪い箇所に重点をおいた除排雪を行い、地域住民の皆さんが安全で快適に生活ができるよう努めてまいります。

次に、4つ目の柱の「共に創るまち」についてであります。

町が抱える様々な課題や問題について、進むべき方向を町民の皆さんとともに考え、決定していくためにも、男女を問わず町民参画の拡充をあらゆる分野で図っていくことが重要であります。政策決定の過程や行政評価の過程などに、より多くの町民の皆さんに参画いただき、町民との「協働」によるまちづくりを進めてまいります。

そのためには、町が保有する情報を町民に広く提供して共有することが重要でありますので、「広報かみふらの」や「防災かみふらの」、「出前講座」のほか「行政ホームページ」など、様々な機会や手段を通じて、情報の提供に努めてまいります。

また、町民とともに考えるまちづくりについて、町民から意見を公募するパブリック・コメントの活用や、意見を交換できる「まちづくりトーク」、「町長と語ろう」など広聴活動の充実に努めてまいります。

本年度、交付目的別で住民会や町内会などに交付していた各種補助金・交付金・謝礼金などを統合し、地域住民が自主的な活動に使える「住民自治活動推進交付金」に見直し、更に創意と工夫のある自治活動を奨励するために「自治活動奨励事業補助金」を新設して、地域自治活動を活性化してまいります。

「共に創るまち」の根幹をなし、町の憲法とも言われる「(仮称)自治基本条例」の制定については、「自治基本条例づくり検討会議」で検討いただいている条例素案をもとに、本年度は、講演会の開催や町広報紙への掲載、パブリック・コメントを募るなど、広く町民の皆さんと意見交換を行った後、議会審議を経て、平成20年4月施行を目指してまいります。

自衛隊関係については、防衛省の防衛計画の大綱により、主要装備の戦車や主要特科装備の大幅削減が示され、上富良野駐屯地の規模縮小が大きな課題となっています。

本年度は、自衛隊協力会等の関係団体との連携をより強め、開庁記念をはじめとする駐屯地諸行事の協力支援を引き続き行うとともに、防衛省等の各関係機関や国会議員などへの要請活動をこれまで以上に精力的に進めてまいります。

また、上富良野演習場の安定的、継続的使用のため、周辺地域との調和を図るとともに防衛施設周辺の生活環境の整備等による事業を円滑に実施してまいります。

本年度は、現行の第4次上富良野町総合計画が残り2年で役割を終えることを踏まえて、平成21年度から新たにスタートする第5次10か年総合計画の策定に向け、本格的な準備作業に取り組んでまいります。特に策定に当たっては、旭川大学の協力を得ながら、町民アンケートや出前講座による各種団体からのご意見をいただくなど、職員と町民皆さんとの協働による基本構想の策定作業を取り進めてまいります。

行財政改革については、実施計画である集中改革プランに基づき、着実に実行してまいります。

民間活力の導入については、指定管理者制度の適用や施設譲渡によ

る完全民営化など、今までの経験を十分に活かし、あらゆる分野での検証を加え、効率的な行政経営の推進をしてまいります。

行政組織機構については、時代の要請に応じた組織体制を構築するために、現行の12課26班を10課22班体制に改編するとともに、スタッフ制の充実強化を図り、簡素で効率的な行政を推進してまいります。

町税は、当町財政の根幹であり、自主財源である税収確保は極めて重要であります。町としては、新たな滞納者を出さないよう納期内納税を推進するとともに、滞納者に対しては、現行制度による適切な措置を講じ、収納率向上に向けた取組を進めます。

特に、町税等やその他の公共料金などの重複滞納者に対する総合調整を図り、組織総がかりで収納対策の取組を進めてまいります。更に、公平な町税負担の観点からも行政サービスの制限措置条例を施行し、納税などに不誠実な滞納者に対する新たな収納対策として、この条例の活用と適正運用に努めてまいります。

また、本年度からコンビニ収納システムを導入し、町民の納税環境の拡大を図ります。

広域行政の推進については、町民の皆さんや議員の皆さんとの議論経過を踏まえ、5市町村で「広域連合」を進めることになり、今年1月に「富良野広域連合準備委員会」を設立しました。この中に5市町村の担当部局で構成する専門部会を設置して、既存の一部事務組合や国民健康保険、介護保険、火葬場の事務などの広域連合化に向けた検討を進めてまいります。

なお、その時期については、平成20年4月の広域連合設立を目指し、可能な事務から処理できるよう柔軟に進めてまいります。

以上、平成19年度の町政執行にあたり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成19年度予算案の概要を申し上げます。

先にも申し上げましたように、当町の集中改革プランに沿うとともに、国の動向をも十分に注視しながら、予算編成を行ったわけであります。

特に一般会計の歳入においては、定率減税の廃止及び税源移譲に伴い町税収入が大幅に増額となることに併せて、納税環境を整える必要からコンビニ収納システムを導入いたします。

また、収納対策の強化策としては、現行制度に基づく手続きのほか、新たに行政サービス制限条例の適正な運用により税収の確保に努めてまいります。

このことにより町税額は、

昨年対比で17.4%増の10億5,600万円を見込み、
地方交付税額は、

前年度当初対比では、同額程度の26億8,500万円、
他の各種譲与税や交付金などについては、

税源移譲の関係から所得譲与税が廃止されることなどで
昨年度より1億2,000万円減の4億4,800万円、
それらに臨時財政対策債の

1億9,100万円を加えた主要一般財源は、

昨年度同額程度の43億8,000万円となります。

一方の歳出においては、人件費や物件費、補助費、他会計への繰出金、更には投資的経費などのほぼ総体で経費の抑制を行うことができたことから、

基金の取崩し額は、昨年度より1億7,000万円を減じ、
特定目的基金より9,800万円を繰り入れることとし、
更に繰越金についても前年度より3,000万円を減じ、
6,000万円を計上することで収支均衡を図り、
総額を62億5,000万円、
前年度対比7%減となる予算案を定めたところであります。

また、特別会計及び公営企業会計予算におきましても、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても一般会計同様に効率的な対応方針の下に財政見通しを立て、それぞれの予算案としたところであります。

特に一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の基準に基づくものや財源確保として妥当なものに限り、各会計予算に対し措置を講じたところであります。

これらの措置を行うことによりまして、
特別会計及び公営企業会計予算は、

国民健康保険特別会計	13億7,149万円
老人保健特別会計	11億6,579万円
公共下水道事業特別会計	3億6,100万円
簡易水道事業特別会計	8,719万5千円
介護保険特別会計	6億5,399万5千円
ラベンダーハイツ事業特別会計	2億7,400万円
病院事業会計	8億9,920万4千円
水道事業会計	3億1,509万円

となっております。

この特別会計及び公営企業会計予算の合計は、

51億2,776万4千円で、

一般会計予算と合わせた町全体予算では、

113億7,776万4千円、

前年度対比で2.3%の減、

額にして2億7,221万8千円減の財政規模になっております。

以上、町民皆さん並び議員皆さんのご理解とご協力を切にお願い申し上げます、平成19年度の町政執行方針といたします。

平成19年3月1日

上富良野町長 尾岸孝雄